

## 勧誘、断る勇気も必要

高齢者の消費者トラブルには、他の年齢層に比べ、訪問販売や電話勧誘販売によるトラブルが多いという特徴があります。

▼「無料点検する」と訪問してきた事業者から屋根の傷みを指摘され、その場で 85 万円の工事契約をした。傷んだ箇所が本当に家のものか疑わしく思え、解約したい。(80 代・女性)

▼「電気温水器の無料点検をする」と訪問してきた業者から「水が漏れている」と指摘され配管工事を契約したが、漏れていないと思う。解約したい。(70 代・男性)

▼電話勧誘を受けカニを購入したが、以前頼んだ時に粗末な品だったので、やっぱり解約したい。(80 代・女性)

▼携帯電話補償サービスの電話勧誘で、携帯電話会社だと思って契約をしてしまった。契約を取り消したい。(70 代・男性)

これらのトラブルを避けるためには、勧誘されてもすぐに契約しないことが大切です。無料点検の場合、点検は無料でも、点検後に高額契約をさせられることがほとんどです。強引な勧誘があれば退去を求める、電話なら断って切る勇気も必要です。

もし、契約をしてしまった場合は、事例のような取引では、契約書面を受け取った日を 1 日目として 8 日間クーリングオフが可能です。8 日間が過ぎても、クーリングオフが可能な場合もありますので、早めに最寄りの消費生活相談センターにご相談ください。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし) 188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。